

# 福岡県公報

令和5年2月28日  
第 377 号

## 目次

### 告 示 (第107号 - 第114号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止 (保護・援護課) …… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) …… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) …… 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) …… 3

### 公 告

- 令和4年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表 (生活衛生課) …… 3
- 土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定 (農村森林整備課) …… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …… 5

## 告 示

### 福岡県告示第107号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯介薬118	きらきら薬局	飯塚市川津87番地1	R4・11・1	居管・予居管
大野支48	なごやかケアプランセンター	大野城市平野台四丁目10-5	R4・11・2	居支
像生介老3	特別養護老人ホームむなかた	宗像市用山471番地5	R4・11・29	老福

### 福岡県告示第108号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯居464	あい訪問看護ステーション飯塚	あい訪問看護ステーション	飯塚市菰田西三丁目18-11	R4・12・1

#### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉介業58	れんげ薬局	朝倉市甘木2431-4	朝倉市甘木2436-4	R 5・1・1
飯居347	訪問看護ステーション悠	飯塚市秋松347-7	飯塚市若菜259-81	R 4・12・1
飯居464	あい訪問看護ステーション	飯塚市潤野242番地1	飯塚市菰田西三丁目18-11	R 4・12・1
飯居62	ホームヘルプサービス千鶴	飯塚市潤野42番地1	飯塚市潤野23番地43	R 4・12・12

### 福岡県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田川居330	デイサービスひまわり園	田川郡大任町今任原2397番地1	R 5・2・1
田川支102	デイサービスひまわり園	田川郡大任町今任原2397番地1	R 5・2・1

### 福岡県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月福岡県告示第536号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中の峯	太宰府市石坂三丁目及び石坂二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北湯の谷団地	太宰府市石坂四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第71号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中の峯	太宰府市石坂三丁目及び石坂二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
北湯の谷団地	太宰府市石坂四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 5 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中の峯	太宰府市石坂三丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北湯の谷団地	太宰府市石坂四丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第113号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中の峯	太宰府市石坂三丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
北湯の谷団地	太宰府市石坂四丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第114号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第

3項の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 河原内
- 2 区域の所在地 みやま市山川町河原内
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 16 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 16 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
みやま市山川町河原内字林開	677番2地先道路敷	1号
みやま市山川町河原内字辰崩	684番1地先水路敷	2号
	684番3	11号及び12号
	683番2	13号
	683番4	14号
	683番1	15号
みやま市山川町河原内字上ノ原	683番1地先水路敷	16号
	716番	3号から5号まで
	715番1	6号及び7号
	712番1	8号から10号まで

**公 告****公告**

令和 4 年度福岡県ふぐ処理師試験（令和 5 年 2 月 7 日実施）の合格者を次のように発表する。

令和 5 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

2	17	27	37	56	71
5	18	28	40	57	72
9	19	29	41	63	73
10	20	30	43	64	74
12	23	32	44	66	75
13	24	34	45	67	79
15	25	35	48	68	81
16	26	36	54	70	82

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を令和5年2月15日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
飯田北部土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	令和5年2月28日から 令和5年3月29日まで	嘉麻市役所

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字松ヶ下647番28、647番32及び647番33

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町大字吉原885番1  
一般社団法人発達ルームきらきら  
佐藤 和美

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市池浦字川原田372番34

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市河東1116番地1 コモードMS C111  
小柳 翔太

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字荒古739番2及び739番6並びに字日渡752番1、752番4の一部、752番6から752番8まで及び756番2の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号  
辰巳開発株式会社  
代表取締役 今村 誠児

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八女市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路の変更（令和5年2月1日八女市告示第9号）